

# 令和5年 第16回総務経済常任委員会会議録

令和5年11月24日 議員控室

## ○事 件

所管課報告事項

- (1) 消費喚起プレミアム商品券発行事業について（商工観光労政課）
- (2) 鉛川観光施設浄水・温泉設備改修概算工事費等について（商工観光労政課）

協議事項

- (1) 所管事務継続調査中間報告書（案）について

## ○出席委員（8名）

委員長	安 藤 辰 行 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	関 口 正 博 君		宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君		三 澤 公 雄 君

## ○欠席委員（0名）

## ○出席委員外議員（5名）

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	佐 藤 智 子 君		赤 井 睦 美 君
	能登谷 正 人 君		

## ○出席説明員（3名）

商工観光労政課長	井 口 貴 光 君	商工観光労政課長補佐	南 川 隆 雄 君
労政係長	渡 辺 直 樹 君		

## ○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

[開会 午前 11 時 20 分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（安藤辰行君） それでは時間になりましたので、総務経済常任委員会を始めたいと思います。

◎ 所管課報告事項

【商工観光労政課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） 一番目の消費喚起プレミアム商品券発行事業について、商工観光労政課から報告をよろしくお願ひいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 資料の説明に入らせていただく前に、本日、報告させていただきます事項ですが、鉛川観光施設設備改修概算工事費等について予定しておりましたが、このたび経済対策の一環ということで、八雲商工会が事業主体となってプレミアム商品券発行事業を実施することに対しまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用するため、12 月定例会において予算補正により対応を予定しております。それで令和 5 年度中は商品券発行に係る準備を行い、令和 6 年度に商品券の販売、事業完了を予定していることから、予算補正に併せて繰越明許費の補正も予定しておりますので、本日、追加報告させていただきます。

なお、お配りしております資料では、消費喚起プレミアム商品券発行事業とお示ししておりますが、国の交付金に合わせて、「消費喚起」という言葉を「物価高騰対応」という言葉に訂正させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また別件で、ホタテの全国提供の現在の状況について、速報として報告させていただきます。今週の月曜日、20 日からホームページで学校給食への提供の申し込みを受け付けましたが、予定食数約 36 万 6 千食、22 t の申し込みを 3 日間で終了いたしました。約 270 団体からの申し込みがありましたので報告させていただきます。社員食堂等への提供の申し込みについては、ホームページで 12 月上旬からの受付を予定しておりますことを併せて報告いたします。それでは担当から資料の説明をいたします。

○商工観光係主査（渡辺直樹君） 委員長、商工観光係主査。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光係主査。

○商工観光係主査（渡辺直樹君） それでは、私から報告事項として、1 物価高騰対応プレミアム商品券発行事業について報告させていただきます。

本事業は過去にも実施している八雲商工会が発行するプレミアム付き「ひまわり商品券」への補助事業となり、先ほど課長からも話のあったとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用するもので、本年 12 月の定例会での補正予算として上程し、次年度への繰越をしたいと考えております。

詳細については、資料1、1ページのとおり発行総額2億6千万円、町民の皆さまには千円13枚綴りの1万3,000円の商品券を1万円で購入していただく、プレミアム率30%で設定しております。商品券の内訳は記載のとおり、大規模店舗でも使用ができる全店共通のA券を6,000円、中小店のみ使用可能なB券を7,000円とし、中小店での利用率向上を図ることとしております。発行冊数は20,000冊、発行日は来年の5月下旬、使用可能期間は来年の6月から11月を予定しております。

2ページ目、10に記載のとおり商品券発行後は利用者へアンケートの実施、また、今回の商品券事業に係るプレミアム分の経費及び事務経費を事業対象経費とします。12には注意事項を記載しておりますが、購入は一人20セットまでとし、町民以外に販売しないこととしております。

記載がなく申し訳ありませんが、全体事業費6,527万円、令和5年度は、発行準備にかかる経費として391万1千円を令和6年度は発行に係る経費として6,135万7千円とし、繰越を行うこととしております。

以上大変簡単ではございますが、令和5年度補正事業の報告を終わらせていただきます。

○委員長（安藤辰行君） 今報告をいただきましたが、何か質問はありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 6千万かかるというのは、財源、6千万の家30%が町の持ち出しになるということでのいいのかな。

○商工観光係主査（渡辺直樹君） 委員長、商工観光係主査。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光係主査。

○商工観光係主査（渡辺直樹君） 町の30%として6,500万円を見込んでいて、そのうちの内訳財源の中に国の臨時創生交付金が入るイメージになります。なので2億6千万円の事業費の30%として6,500万円を町の事業として計上させていただいております。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 物価高騰対応というので、これは来年も早々とかに早まらないんですか。

○商工観光係主査（渡辺直樹君） 委員長、商工観光係主査。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光係主査。

○商工観光係主査（渡辺直樹君） 今、横田委員がおっしゃるように、早々に良ければ一番いいんですけども、商工会の業務、確定申告やそういった業務もある関係で、まず今回1月から3月までについては発行に係る準備を行って、年度明けてすぐに発行の部分に係る事業ということで、5月下旬にはなりますが、そういったスケジュール感で行うかたちだという話を聞いております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 横田さんが言うのはもっともだと思うんだ。もっと早くできないか、今から準備するんだから。岸田政権の目玉政策が6月からというから、それにすり寄って

るのかなって。遠慮なさらずにゴールデンウイーク前だとかにPRはできるから効果は見込めるかもしれないけれども、もう少し早くできないかはみんな思ってると思う。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ご意見はお伺いしておりますが、いずれにしてもこの冊数の印刷にまず時間を要するというので、今年度は準備にかかる経費というか準備にかかる年度ということで、商工会ではスケジュールを組んでいて、できるだけ早めという部分は商工会にもお伝えしていきたいと思いますが、事業主体が商工会というのもありますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） これ商工会が主体となるということで、周知の仕方というのは、それも商工会の方に委ねるということですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 基本的には周知関係については商工会で実施していただくこととなりますが、その周知の手段として商工会がチラシを配布したり、あるいは町のLINEを活用した周知というのも想定しておりますので、その辺は時期が来ましたら商工会と協議して、どういった周知の方法かについては打ち合わせしていきたいと思っております。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。ないようですので、次に移りたいと思います。

それでは次の鉛川観光施設浄水・温泉設備改修概要工事費等について報告お願いいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それでは報告事項の2つ目、鉛川観光施設浄水、温泉設備改修概算工事費等について、資料2をご覧ください。

まず資料の説明に入る前に。本日報告させていただく内容ですが、10月に開催されました常任委員会において指定されました事項として、町が発注する設備関係の概算工事費と、民間が発注する温泉施設改築の概算工事費について報告することになっておりましたので、これについての報告として1と2。このほかに、3として、11月16日に事業者から譲渡に関して状況が変化した旨の説明を受けたことから、譲渡の取扱いについて内部で協議した結果、取扱いを変更する必要がありますので、このことについての報告。最後に4として、老朽化対策補助金の算出根拠については、これまでもいろいろとご意見をいただいておりますが、9日に開催の常任委員会でのご意見も踏まえましてですね、内部で協議いたしました。その結果、算出根拠を見直すこととし、この内容についての報告でございます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。1の浄水、温泉設備等改修工事概算工事費、これは町が発注する工事でございます。

①の基本実施設計については、契約金額としてお示ししております。②の工事については、解体も含み、予算予定としては、3億3,370万7,000円、工事監理の予算予定は、324万5,000円で、計3億4,573万円でございます。

次に、2の温泉施設改築工事概算工事費、これは民間が発注する工事でございます。

(1)の解体工事については、①の基本実施設計は契約金額を確認できておりますので、その額をお示ししております。②の工事は、予算予定として3,500万円、工事監理の予算予定は77万8,889円で、計3,897万8,889円でございます。

(2)の改築工事については、①の基本実施設計は契約金額をお示ししております。②の工事は、予算予定として1億8,800万円、工事監理の予算予定は350万円で、計1億9,950万円でございます。以上が、報告することになっておりました内容でございます。

次に、3の浄水、温泉設備棟の譲渡の取扱いの変更でございます。

(1)事業者及び担当税理士からの説明内容ですが、当初は浄水・温泉設備棟を譲渡することで事業者と調整行っておりましたが、11月16日に、設備棟を譲り受けることについて、状況が変わったため、譲り受けることができなくなったという説明がございました。その理由については、②にお示ししております。

町が改修工事後に譲渡する設備棟は、民間の会計処理上、受贈益に該当するため、法人税の課税対象となり、取得価格を想定して試算した場合、課税額が多額となることから、負担が不可能とのことであります。実際にどの程度の税額となるかについて※印で示しておりますが、事業者が取得価格を想定して試算した税額は、8,500万円であります。

基本実施設計における概算工事費の予算予定が判明しましたので、この額で試算しますと1億1,346万円となりますので、事業者の想定よりもさらに多額になる試算であります。

2ページをお開き願います。このような状況を受けまして、内部協議をした結果として、

(2)取扱いの変更の内容でございます。①として、法人税試算額から状況を考慮して、事業者の負担は困難であると判断したところであります。②として、温泉旅館でありますので、事業者は営業において水と温泉は必要不可欠であります。このことから、改修工事完了後は、事業者へ設備棟を貸付する方針としたところあります。また、貸付料、貸付期間、維持管理経費の負担方法などの貸付条件について、事業者と協議を進めていきたいと考えております。以上が、浄水、温泉設備棟の譲渡の取扱いの変更の内容でございます。

次に、4の老朽化対策補助金の算出根拠の見直しについてであります。冒頭でご説明しましたとおり、常任委員会における各委員からいただきました補助金の算出根拠に対するご意見を踏まえまして、内部で検討をいたしました。検討の結果、算出根拠の見直しの必要性があると判断したところありますので、その内容についてご説明させていただきます。

(1)現在の算出根拠であります。定額補助として1億円を基準として、これに資材高騰分を加味して1.9倍とし、補助金の上限額を1億9,000万円としたところあります。資材高騰分1.9の根拠については、公的機関が公表した情報がないことから、他の情報としまして、設計事業者からの情報と、インターネットでの検索情報を基に、平均値を割り出して1.9としたところあります。過去の例を参考として1億円を基準にしたことや、資材高騰分を加味するという考え方についてご意見、ご指摘をいただいていたところあります。

次に、算出根拠見直しを検討するにあたって考慮すべき事項として、(2)をご覧願います。①として、町の補助金の基本的な考え方は、補助率2分の1以内であるということ。現在の考え方をリセットして、基本に立ち返る必要があるということで考慮してございます。そのうえで、②として、町営宿泊施設を民設民営化した経緯と、小牧荘廃止に伴う経営計画への影響、これは鉛川観光施設のこれまでの経緯において、特殊事情であると捉えております。一つ目として、平成17年、当時の厳しい財政状況から、民間活力の活用による宿泊施設の存続について、町が管理委託をしていた事業者へ依頼した経緯、小牧荘の運営継続を想定しての依頼であったこと。二つ目として、町からの依頼に対して、小牧荘の受託料を含めた長期試算により、事業者が宿泊施設の民設民営化を判断されたこと。この結果、平成17年9月に現在の宿泊施設が誕生しております。三つ目として、小牧荘の廃止に伴う経営計画への影響が現在も継続していること。民設民営化の際の資金返済への影響でございます。四つ目として、宿泊施設及び温泉施設の運営を通じ、八雲町の知名度アップ、誘客による観光振興、地域活性化へ貢献していること。五つ目として、鉛川観光施設としての公共性。歴史的経緯については、これまでも説明させていただいたとおりでございます。

以上、検討にあたって考慮すべき事項として整理したところであります。

3ページをお開き願います。(3)見直し後の補助金算出根拠でございます。町の補助金の基本的な考え方によるほか、鉛川観光施設の特殊事情として、町営宿泊施設を民設民営化した経緯、小牧荘廃止に伴う経営計画への影響、昭和50年の町営公衆浴場開始からの歴史的経緯を勘案し、見直し後の算出根拠については、①基本分として、老朽化対策工事費に対して補助率2分の1以内とすること。②特殊事情分として、定額8,594万円の定額補助を加えるものであります。8,594万円の根拠については、廃止前の5年間の委託料の平均を割り出して、10年間は継続できたと仮定し、算出したものであります。①基本分と②特殊事情分を合わせて、老朽化対策補助金とするもので、※印にお示ししているとおり、補助金の上限額を1億9千万円とすること。

この事業は、2か年事業としております。10月に開催の常任委員会でもご説明しておりますとおり、資材の納期遅れも考慮する必要がございます。事業者は既に基本実施設計に着手しており、町ではこれに係る補助金の交付決定を行っております。事業着手後の補助金算出根拠の見直しでありますので、特殊事情分は、2か年事業において年度間調整により交付を行う考えであります。

参考として、工事費を想定して二つの例をお示ししております。例1は、1ページで説明しました改築工事の予定額で工事を行ったと仮定した場合であります。工事費1億9,950万円に対して、補助金は1億8,569万円となります。例2は、工事を安価で施工したと仮定した場合であります。工事費1億5,000万円に対して、補助金は1億6,940万円となりますが、工事費よりも1,094万円補助金が超過することになります。補助金は実績補助でありますので、基本分において超過分を調整し、工事費と同額の実績補助とするものであります。

以上、資料の説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長(安藤辰行君) 今、報告いただきましたが、これに質問、ご意見ございませんか。

○委員(三澤公雄君) はい。

○委員長(安藤辰行君) 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） いろんなこの改修工事費だとか改築工事費を出すという、これまでの説明はさ、変な話これによって全て手が離れるということだったんだけど、離れなくなっちゃったよね。それとこの間、資料請求して出てきたやつ、賃貸借契約期間を延長した経緯についての資料を出してくれたら、それを見たら僕らの知らないことが出てきて、しかもそのことは著しく他業者と比べたときに公平性が欠如していることを議会に報告し忘れたのか、あえてしなかったのか。

全部これまで議会に説明した根拠、いろんな公共性を鑑みてっていうことの論理にも組み立てが全て崩れる資料でしたよね。そしたら提案のような工事費を出すことがそもそも僕たちは理解したつもりではいたんだけど、関口委員の反対討論で指摘されたことも鑑みてギリギリの、議員もギリギリの気持ち入れたよね。

資料で見た今はさ、もうこの話を進められないなってことになるんじゃないかってなるけれども、理路整然と説明されたけれども、おかしくないかい。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、三澤委員のほうからご指摘のありました、令和2年度分の使用料等の免除に関して、今回の事業のことについてのご質問であります、令和2年度にそういった事務処理をしたことに関しては、ご指摘されるとおりだろうと私は思っております。

ただし、今回のこの譲渡に向けた事業に関してはですね、またそれとは別にして進める必要があるのかなど。これと今の当時の事務処理の部分を一緒にして議論をされると、今言ったようなこの事業自体がおかしいといったそういった理論になりますが、基本的には契約もしている内容でありますので、譲渡に関しては契約に基づいて進めるべきだろうなど。それも一つありますし、老朽化対策についても施設の状況等を見たら、今後の継続性を町としても強く願っているということからしたら、老朽化対策補助金についても町としては実施していきたいと、そういった考えでございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 賃貸借契約期間を延長した経緯についての資料請求をしたらこういったものが出てきたんだよね。こういった具体的に的を絞った質問で、請求でこう来たけれども、もっと違う請求の仕方したら、もっと僕たちいろんなことが知れるんじゃないかと。上八雲の施設みたいに。しないと隠れちゃっているのか、隠しちゃっているのか、今日は午前中から町のいろんな政策の進め方について著しく議会との信頼関係が崩れた状態なんだよね。

今、課長が答弁したように、切り離すべきだって考え方もわからなくても、ちょっと委員会としてさ、もっと周辺の資料を請求して、十分吟味をもうちょっとしないと、僕たちも町民に答えられないこと、町民につきつけられる疑問に答えられないことが出てくるんじゃないかなと思っているのは、僕だけかな。

○委員長（安藤辰行君） どうですか皆さん、今、三澤さんの考え方もありましたが、どう思いますか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 逆にまだ出る資料はあるんですかね。これに関して。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 皆様にお示ししました延長した経緯に係る資料があるんですが、これが正直申し上げまして全てであります。この間ですね、私のほうで資料説明させていただいて、3年間延長した経緯を説明することにしておりましたが、その3年間の延長する経緯の中に、先ほども申し上げました免除の話も入っておりましたので、その部分は当然、説明しなければならない事項だと判断しておりますので、あえてその部分を削除して報告するという事は一切考えておりませんでした。

あとこの資料については先ほども申し上げましたとおり、これが全てと。ここから読み取って私は資料を作ったということでご理解をしていただきたいと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） わかりました。以前いただいた資料の中身のほうで質問させていただきます。

まず17ページですね、19万で始まった貸付料が10万円になったという部分でいろいろな条令を付されています。その中のまず17ページの特約ってありますね、これ10万円にしてその残りを最終的に乗っけますという、簡単に言ったらそういうことです。それがあって、今度、令和2年、岩村町長の町政になってからですが、賃貸借契約の締結、これ令和3年から6年までの3年間にしたってこの部分の23ページの、当初ですね、以前もこの参考資料としてもう一つ載っている、当時の若かりし頃の千葉議員の質疑の中の答弁で、当時の商工観光労政課長が、契約の解除の際には無償譲渡だと、町が建てるべきものではないというものが、それで当初そういうかたちでずっと進んできて、さっきの特約の部分も含めてに関わらず、今度、令和2年になってくると修繕義務と費用負担というところで、安全対策が必要な修繕や通常の使用に伴い甲が必要と認めた本物件の老朽化安全対策上必要な修繕や通常の使用に伴い発生した設備修繕の費用負担については、随時、甲と協議のうえ決定するって出てくるんですね。何のやり取りがあったんだろうか。今まで町はそのようにして進めてきたにもかかわらず、いろんなことを減免し、さらにはその建物の減額にも応じてきて、さらには町の方針がころっと変わって、今度は協議して老朽化対策してもいいですよみたいな感じになっちゃってるんだよね。逆にね、その資料があるのであれば、そのやりとりの資料があるなら欲しいですよ。今まで。なんでここでこうなっちゃったのか、どんどんどんどん便宜を図って最終的にこういう金額出すという流れがね。その裏に何があるんですかって誰が見てもなると思うんですが、どうでしょう。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約書の中で修繕に関する部分の協議をするという話はしていますので、その部分の資料のやり取りがあるのかって話なんですけど、これまででも

すね、鉛川観光施設の必要な維持管理経費については、予算のほうでご提案させていただいて、年度ごとに予算を可決していただいて、必要な修繕を行ったという、そういった部分でありますので、その部分は予算措置されていることでもありますので、それが話し合った結果の対応と、町の対応ということだろうなって私は思っております。

あとそれと、その老朽化対策については、どうしても契約した当時はですね、施設が新しくなったといったことで、15年過ぎます、やはり施設も老朽化してくるということを、当時はおそらく想定したのかなと私は思っているんですが、予想以上に老朽化の度合いがすごかったといった部分と、事業者との話の中でですね、なんとかそこを対応できないだろうかという部分の協議をした結果、この老朽化対策補助金として町は支援をしようかと、こういったことで決定しているということでもあります。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 僕は当初から求めていたのは補助金の算定基準があまりにも軽いんじゃないかって、それが改善されて出てきたのは私自身はその点に関しては評価しているんですが、ちょっと気になったのは、さっき三澤さんが指摘した部分で、町が貸し付けする、そもそも町が離す意味がなくなったよね、これ。何でそんなことすらわからないで。それが先ほどの参考資料の中の千葉議員とのやりとりの中においては、この施設ばかりじゃない、この温泉の使用料や水道の使用料に対しても、当時の鋭い千葉議員は指摘してるんです。ただ我々はその部分を完全に認めてるんですよ。これ議会は。

なんで同じような問題が当時言われてたにも関わらず20年経って、いまだに似たような議論、しかもぬるい感じでされてるのかなって、ちょっと議会の仕組みどうなってるのって逆に思ったくらいにして、要は当時きちんと解決できない、もっと解決できるチャンスがあったにもかかわらず、しまいには条文が変わって町がいっぱいお金出せるかたちになって。先ほどの大久保議員の、これ議会の責任も大きいでしょうが、行政側の対応として本当にこれは同じ課で対応しているものとして、課長は変わるんでしょうけれども、これどうなっているのかなってなりますし、我々がなるということは一般町民もなりますよね。ましてや当初の町長は職員に対する負担ってすごいんだって。それが逆に改善されない可能性が出てきたじゃないですか。町が貸し付けるといことは。これは何なんだろうかって。あまり喋りたくなかったんだけど、言わさりますよね。申し訳ないけど。

ただ補助金の算定基準がそういうふうにならされてきた、まだいろいろ議論する余地はあるんでしょうけれども、その部分に関しては僕自身は評価しますが、中身に関しては僕ばかりではなくて、ほかの議員も意見も聞いてください。ここの委員会はほとんど賛成、当初は。だから言っていることが正しいかどうかわからなくて、皆さんの意見を聞きたい。よろしくお願いたします。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 今回のこの資料を見てびっくりしていて、そもそもこの法人税かかってくるのってわかってるし、それを払えないとなることもどうなのかなって思うし、今まで結構町が補償してきている部分があったにもかかわらず、それを減免してくれてやり

取りをしているということは、そもそも鉛川の温泉施設自体の経営自体をちゃんと見つめるということを町はしていたのかって思っちゃうし、どんなやり取りがあったのかも本当に不思議でならない。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） この法人税の部分であります、確かに倉地委員がおっしゃるとおりですね、想定はできたと思います。ただその金額がなかなか割り出せないという部分の一つと、もう一つはこれは私も詳しくないんですが、民間の会計処理の関係で受贈益の関係ですが、たとえば補助金で町から補助金をいただいて、そして自分が補助金をいただいた事業者がものを建てるといった場合には、会計処理上は圧縮記帳って処理ができるそうなんです。その圧縮記帳というのは建てたものの価値、それから補助金を差し引きまして、残った価値に対して税金がかかるというように僕は理解しているんですが、そうすると法人税が相当低く設定されている。これが圧縮記帳のやりかた。今回は町が今まで管理していたので、町が責任を持って設備を直して譲渡するといったことで考えておりますので、その部分がそっくりそのまま考え方としては工事費が取得価格になってそれに対して法人税がかかると。

税理士のほうではそのこの圧縮記帳の考え方がですね、今のこの受贈益ではなくて、補助金として対応できるんじゃないかなという部分の考え方を持っていたようですので、その部分については判断するのは税務署だと思んですが、そこに確認していた経緯もあるといったこともあって、その部分については回答を得るまではなかなかその部分は判断付かなかったといったこともあったようでありますので、そういった部分で今回そういった回答も確認できたということと、工事費の想定をしたら、これくらいの法人税になってしまうっていうのが今回の案でした。といった流れだということでございます。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） この貸付にするというのやめない。なんとかさ、たとえばなんか方法がないのかな、分割して譲渡するとか年度分けて浄水は今年度で、温泉施設は来年度とか、そういうふうに分割譲渡ってできないのかな。その辺、ここに出てくる税理士というのは向こうの契約している税理士なのかなんなのかわからないけれども、こっちからたとえば税務署に相談するとかなんとかして、これが崩れてしまったら本当に元の根っこの部分が全部崩れてしまうから、数年かかってもいいから全部渡してしまうって方法を、もうちょっと担当課としても探したほうがいいと思いますが、どうですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 浄水と温泉設備の関係ですが、大久保委員がおっしゃるとおり、町としては本来は譲渡したいって考えがありますが、今回どうしても多額の税額が想定されるということで、おそらく事業者さん、今のこの事業者さんじゃなくても1億を超える法人税を払うのは相当厳しいのかなということで、今回、町としては判断したと。ただこの方法としては貸し付けをするといったことで現在町は考えておりますが、貸付する

条件はこれから交渉していくんですが、たとえばですね、譲渡をしたことに等しい貸付条件、また維持管理経費については、たとえばですが町が負担しないで使用される事業者さんが負担するとか、できるだけ町としては経費をかからないような貸付条件で交渉していくといったことも方法としてはありますので、その部分はですね、追求していきたいと思っております。ただし、すぐ譲渡するといったことをいったことではできませんが、これが毎年ですね、減価償却によって価値が下がっていくんですが、3億なにがしの予定の予算からすると、30年、たとえば割賦でと考えた場合でも相当な金額になりますので、そこも含めて事業者と、どういった貸し付け条件がいいのかという部分は検討していきたいなど、協議していきたいと思っております。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） はい。

○委員外議員（黒島竹満君） ずっと話を聞いてたんだけど、これ前の契約書の中に、第7条の3項にこういう予測がされているからこういう文書になってるのかなと思って見て。7条の3項、貸付料の、こういう予測が多分あるという懸念をしてきちんとこういう文書書いてきてるはず。それなのにね、減免したり延長したり、これ公的に問題あるんじゃないの。そしてこのあとから作った契約書の中に、内容が全然前と内容が違う内容が入ってきてる。廊下だとか。これこういうやつだって議会にもかけないでさ、簡単に中身変えられて話にはならないでしょ。33年の3月31日までにきちんと払って、それから協議するならわかるけれども、その前にやってるわけだね。そしたら町と契約者との間で違反になってくるわけだ。俺そう思うんだけど。あとから今さっき関口君が言うように、あとから良いように良いように中身変えてきてる。ずっと見たらさ、これ酷い。なんでこんなふうにな、こうやって書いてあるのに、これ無視してやってるんだよ。それどういうことなの。ちょっと説明して。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 具体的に何が問題なのか知りたい。

○委員外議員（黒島竹満君） これここの書いてるの読んでみて。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 貸付料のことですか。

○委員外議員（黒島竹満君） 7条の3項、これちょっと読んで。こういう文書がなぜあるかということ。なぜその当時にこの文書をつけてあるのか。これみんなの前で読んで。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、黒島議員さんおっしゃっているのが、8ページの第7条の貸付料の改定ということですが、ここの第7条貸付物件の貸付料について著しい物価の変動、または。

○委員外議員（黒島竹満君） そこは大したことない。3が問題なんだって。第7条の3項。

○商工観光労政課長（井口貴光君） いかなる事由をもっても貸付料の改定をすることはできない。

○委員外議員（黒島竹満君） やってるでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） だから改定は月額を支払調整をしているだけであって、支払総額は変わっていない。

○委員外議員（黒島竹満君） けども、これはこのときに直してるわけだから。そしてまた次のときにまた契約をし直したときにも、また同じ文書が載ってきてる。そして今回作っ

た文書の中にも第6条に、これなんで6条に変更しているのかさ。そのときにさ、建物を定借にしてる。何のために定借したか中身を見たら書いてる。賃貸じゃなく定借にしてる。最終的に法的にちゃんと定期借地権ということで法を考えて契約し直してる。なんでそれを無視してこういう延長したり、それこそ。

(何か言う声あり)

○委員外議員(黒島竹満君) だってこれ決まったことじゃない。これだって公文書だよ。公文書を議会にかけて変更したりなんなりしないとないでしょ。議会にかかっているんだよこれ。定期借地権って法律があるんだから、それに变えてるんだよ。

○委員長(安藤辰行君) 認められてる書類。認めてきてるんだから今言っても駄目。

○委員(三澤公雄君) 聞いているのは変更されたとき、どんな。

○委員長(安藤辰行君) それは持ってない、わからないしょ。

○委員(三澤公雄君) 資料は変更、議会にかけてなくても内部でどんな協議されたのかの資料は出てくると思う。それすらないんだから。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 委員長、商工観光労政課長。

○委員長(安藤辰行君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(井口貴光君) まず当時の契約書から更新されてきておりますが、その条項のずれはその当時、その時々によって条項を増やしたり減らしたりしているので、まず8ページだったのが直近の契約書の中では6条になったり5条になったりするのはいり得るということでご理解していただきたいと思ひます。

それから貸付料の改定ですが、そもそも料金の支払い方を変えてるだけであって、支払う料金自体は変わってないので、その部分は改定という扱ひではないということでご理解していただきたいと思ひます。

それと定借の部分については、これが平成24年のときの契約になりますけれども、13ページをお開き願ひたいんですが、定期賃貸借契約という部分で、これは当時の課長が起案している文書ですが、下から二つ目ですね、契約の更新がない定期賃貸借契約であるということ、これは普通の契約書からあえてこちらに変えていると思ひますが、その考え方は、なぜこれにしたかは私もこの資料を見る限りはなかなか理由を発見できないのですが、6ページでした、申し訳ありません。6ページのところで、このときに事業者のほうから月額を支払が困難です、月額10万円に猶予してもらって、これは改定ではなくて猶予していた分、支払う額は最終年に回すという考え方で、貸付料の猶予によって支払い年限が平成33年以降に延長となることを防ぐために、この借地借家法に基づく定期賃貸借契約を締結すると。これが理由だと思ひます。ただ今ご指摘されました3年間延長という部分は確かにご指摘の通りだと思ひます。ここでこういう決定をしているにもかかわらず3年間延長しているといったものについては、黒島副議長が指摘するとおりだと思ひます。

○委員外議員(黒島竹満君) それとこの下のほうに更新はしないって書いてる。33年3月31日の満期、そして更新はもうしないってなってるんだよ。ちゃんと文書全部書いてる。こういうことが起きるだろうってことで書いてる。それなのにやってる。その前に。議会にもかけないでやってる。公文書変えるときにはちゃんと議会にかけないと駄目ですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 確におっしゃるとおり町が管理する文書、公文書になりますが、契約書の内容を、この内容を書いている事項を、議会の議決が必要があるかどうかという部分については、内容自体は議会の議決は必要ありません。ただこういったことで契約を更新していきますといった常任委員会等への説明はするべきではなかったのかなと思います。本会議での議決事項ではないという部分では、その部分は違いますよってことでお話をさせていただきたいと思います。

○委員外議員（黒島竹満君） その議決事項ではないというのは、満期来るまできちんと支払いをしたら議決しなくても無償譲渡してもいいよということになってる。それだけのこと。勘違いしてるよそれ。そんなこと言ったら勘違いしちゃうでしょ。その前にもし金が払えないと言ったら解約できるわけだから。そして延滞金をもらわないとない。結局これ貸付するときに売り物件だから、本来、民間から金を借りたら利息かかるんだよ。その利息も全部免除してこういう契約してきてるんだよ。民間だったら大変な話だよ。だからこれもっと中身をもっと調べる必要があると思う。

○委員（三澤公雄君） だからこの契約書書き直すにあたって内部でどうやって協議されたのか、常任委員会に報告されただろうっていうから。その内部資料があるはず。契約変更するために、契約条文をどう作るかは残るべきものでしょ。それを僕らが見たら、何が狙いでこの契約譲渡が変わったのかって知れたら。

○議長（千葉 隆君） 決裁文書があるかどうか、決裁文書ないのに出せといても困る話だから、その辺、調べて、今まで。

○商工観光労政課長（井口貴光君） あれば出しています。

○委員外議員（黒島竹満君） ずっと読んでいたらこれ法的な問題にも関わってくるんじゃないのこれ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長さん。

○議長（千葉 隆君） 単純な話で、コロナ禍で免除したって部分、報告ないというのは整理されて、公の部分であればしっかりと報告しないとないという義務は常に相まってるけれども、そのときに結局、何が起こったかという、コロナ禍で経営がゆるくなくなったと、そこで100何十万1回減免しましたよと。だけでも、町営の温泉はもう一箇所あって、そっちのほうもコロナ禍で2年間電気料含めて、補正やってるんだよね。だからその辺が俺も最初に平成17年になぜ言ったかといったら、結局そのときは一箇所のレクリエーションセンターの改修だけれども、それ以降合併したらもう一つの温泉施設が出てきて、それとの比較が大変難しくなるよと、それで契約も変わったり、契約自体違ったり、内容自体違っているときに、同じ町営施設なのにどうするんだって突き付けられると、最初に契約した事項が変更されるような状況になってしまうから、それまでは民間のところ一個の町営温泉の話だったけれども、もう一個、合併して出てきたら、そことの比較もしていかないとならないって、その流れの中でなかなか行政のほうから、その都度、そことの比較の話をしていないで、で

きる部分は金額で補正しないとないことだけは議会に説明していたけれども、補正しなくてもいい部分はそうでないという現象が出てきているという。その中でやっぱり不信感が出てきているのかなって部分があるので。ずっと突き詰めていけば、もう一つのほうもきちんとしないと、そこも存続してほしいという要望があるわけだから。かなり難しい問題になってくると思うんだよね。ただその中で一方この補助金のあり方自体は2分の1原則ですよと、それで特別な事情がある場合については認めてもらえる部分であれば、そういうことを考慮してほしいということに変更になりましたのが今回ね、だから2分の1原則。

あともう一つは譲渡の部分で法人税払わないとない、ただ減価償却しても固定資産税の評価額は25%までしか下がらないから、25年償還でも。だから7,500万円くらいの評価で法人税を払わないとない。それはやっぱり4分の1に減額されるから、そのことについてのある程度、協議というのは追求していかないと、元々のやつは根底から崩れるって指摘があるから、そこは何らかのかたちでしていかないとならないのかなって思います。できないのであれば、またもう一方の部分も絶対に出てくるから。その辺ね、相手があることだから今ここでできないだけなんだろうけれども。

○委員外議員（黒島竹満君） これ調査って、もっと調査するの。

○委員（大久保健一君） 資料がない。全部出してる。

○委員外議員（黒島竹満君） だからそのときにこうやって出してきたから、この文言を見て、これどういうことでこういうふうになったのかくらいは残ってるのか。

○委員（大久保健一君） 当時の課長もいない。

○委員外議員（黒島竹満君） あとから変えてる。あんたたちの判を押してあとから変えてるわけだよ。中身の契約内容だとか。どういう協議をしたか、どういうことでこうなったかはちゃんと説明できるでしょ。これに対して疑問がある。疑問がある部分をちゃんと説明してくれっていうことくらいはできるでしょ。それが調査。このままあれしたらまた町民から言われると思いますけれども。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約書の内容でありますけれども、法律的な多分契約を使って契約をしていっていると私は思っております。それでその年で契約書の内容も当然変わってくるでしょうし、当時から比べたら更に文言整理されたりして契約書が出来上がってるんだろうなと思っております。

それでなぜこの文言になったのかといった記録ですけれども、当時の記録といいますか契約書の中身を決めるにあたって議論したという、そういった記録は私この今お示しした資料を探したときにありませんでしたので、その部分は本来求められて出したいところですが、そういったことでご理解をしていただかないかなと思っております。

○委員外議員（黒島竹満君） 前のがわからないのは仕方ない。だけどこれ令和2年に直してるんだよ。その文書と中身と、平成24年に作った契約書と中身が違うんだから、その中身をなんでこういうふうに変えたのかくらいは説明できるでしょって。だってそこが一番大きいから。これ全部だって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

- 委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 一番新しい契約書のこと言ってるんですかね。
- 委員外議員（黒島竹満君） そう。それと延長しないことってなってるのに延長してるわけだから、その中でどういう協議しているのか。
- 議長（千葉 隆君） 払えないから単純に延長したってことでしょ。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） そうです。

3年間延長した経緯、前日も説明させていただいておりますが、要望書が出されておりました、その要望に基づいて内部で協議したということで説明させていただいたと思っております。それでその関係するのが36ページに鉛川レクリエーションセンターの運営に関する要望書というのが載っておりますが、これが令和2年の11月16日付けでこの資料が出されていまして、町では翌日の17日に受け付けしております。その中で2番目のところで令和3年3月に迎える賃貸借契約期間の期日の延長と無償譲渡等に係る協議の継続ということで要望が出された。この要望が出されたことによって延長の議論が内部でされた。これがきっかけかなと思っております。その結果、コロナの影響でですね、売り上げ額の状況等を聞き取りして一覧表にしたものが38ページです。これでもって町のほうでは3年間の延長という部分も判断したのかなって思っております。どんなことで3年間延ばしたのかについては今の資料で読み取れるのかなと。

- 委員外議員（黒島竹満君） だから結局、延長もできないよと。前の契約書に謳ってるわけだから。それを課だけで。

（何か言う声あり）

- 議長（千葉 隆君） 要するに前の契約書があるにもかかわらず要望が出た段階でトップダウンでいいよいいよってやったんでしょって。だからいくら前のこと言われても普通は前の契約書どうだと、調べておけよと、だからその場ですぐに要望書が出てきても判断しないで、ちょっと検討させてくれって言うんだけど、その辺がすごく短縮された状況で進んでしまったということなのさ、実際は。

- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 今の決定した部分ですけれども、確かに当時の議論された記録がないということで、どんな議論をされたのかは質問が出されていますね、なかなかお答えすることができないんですが、想定されることは今ただいま千葉議長がおっしゃったような部分も想定される一つなのかなと思っておりますが、その部分は記録がないということで、申し訳ありませんが私がお答えすることができません。
- 委員外議員（黒島竹満君） わかりました。もう一点だけ。結局今。
- 議長（千葉 隆君） 一回休んでまた来てらう。
- 委員長（安藤辰行君） 休憩します。

休憩  
再開

○委員長（安藤辰行君） 休憩前に引き続き会議を始めます。それでは黒島さんから。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 今、結構この問題が今になってから、これが早く資料が出てきてたら、本会議の決議も多分変わったと思う。だからやっぱりこういう資料を早めに出して、これずっと補助金にも絡んでくると思う。皆さんの意見がどういう意見かわからないけど、俺はそういう意見だけ。多分その前にこの資料が出てきてたら否決になってたんじゃないかなと思う。だからみんな反省した人達は非常に心があれてると思う。だから今これから資料がないというけれども、とりあえずある資料を、なぜこうやって謳っているものを曲げて、そういうふうにしたのかさ、第7条の3項の部分だとか、それから更新はしないって謳っている部分を、延期したりしてるわけだから。

その辺は確かにコロナでだっていうのはわかる。わかるけど、そしたらみんな民間のほかの人達、何億も借金しながら利息払いながら、なんとか頑張ってる。そしたら本当に不公平じゃないかと思う。そういう問題もあるし、ほかの施設からもこういう話が出てくる。だからこうやって言わせてもらうけれども、今の、とりあえずは資料がないというけれども、当時決めた人達が契約書作った人達は死んでるわけじゃなくて生きてるんだから、あまりにも不公平すぎるから、やっぱりそういう部分を踏まえながらね、資料の提出をお願いします。ある部分でいいですから。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 何点かありましたけれども、第7条の第3項の部分は先ほどもお答えしており、料金そのものを変えているということではなくて、支払いの仕方を変更したということです。今、黒島副議長のおっしゃった第3項の部分が問題だという部分では町としてはそう意識はないということです。

あとそれと文言の部分ですが、その文言の部分は、確かに何で入っているんだといった疑問はあると思いますが、一般的に様式としてあるものを順次、中身を精査しながら使っているということで、今までも事務の対応をして来ていると思いますので、その部分はその条項がなぜ加わったのか、どういう議論がされたのかは、あれば私は出したいのですが、先ほども申し上げたとおりに、その書類が存在しないといったことで、皆さんにお配りしたこの資料が全てであります。

それと不公平感に関しては確かにご指摘のとおりだと思います。その中で資料にもありますとおりに要望があって売り上げ状況なんかも確認しながら判断したと。その結果が今の資料に載っているとおりだと思いますので、不公平感という部分の指摘については私もそう捉えられても仕方がないのかなと思います。

○委員外議員（黒島竹満君） ただいま、説明があったんですけども、まず不公平感、絶対これは消せるものではないと思うし、今後のやっぱり町の民間に対しての考え方とかはこれから要求されてくるのかなと思うんです。

それとあと、何事もそうやって文書が出せないよってことで書いてるのに、受け付けてるわけです。その辺が当時の担当者、みんな集まってるいろんな判を押してるけど、その辺の資

料がないって話にはならないんじゃないの。だって前の契約書の中に謳ってるわけだから。それを変えてやっていくわけだから。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） その契約書の中身の変更等々ですが、それを最終的に決定した資料がこの決裁文書になりますので、これが一番全てだと思っています。

あとここに至るにどういった議論がされてきたのかって記録については、先ほどもお話ししたとおり、存在していませんので、その部分は千葉議長もおっしゃったようなかたちでトップダウンなのかは記録がないということでお答えはできませんが、そういうふうなことでご理解をしていただきたいと思っています。記録は存在していません。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。最後。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） それではわかりました。とりあえずこれからの補助金の関係、これについてはですね、皆さんの考え方これから出てくるはずですから、その辺はしっかりとですね、考えて話をしていきたいと思っております。それには資料がちゃんと出てくるので、これからの補助金の関係については、

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） これは過去の部分ですけれども、これからの部分に関しては、資料は当然、決裁文書も当然残りますし、協議をしたのであれば協議をした記録を私たちは残しているのです、その部分については去年くらいから協議をしていますので、その辺については資料としてはありますので、その部分もし必要があればですね、ご指示いただければ、その部分は資料として出すことは可能になりますので。

あと補助金の部分ですけれども、前回ですかね、スケジュールを変更したいということで、資料を出して説明させてもらいましたが、その補助金については今まだ改築だとか解体に係る補助金というのはまだ予算化されていないので、その部分に関しては、今後、予算補正をお願いするかたちになりますが、今の委員会の中で議論では町の実施する設備関係の工事は、そこについては特に問題視はされていないのかなって私認識していますので、その部分は前回もお話しさせていただいたとおり、資材の納期遅れ、これを防ぐために12月の定例会で債務負担行為、これを設定をしたいということで年度内に契約行為ができる環境を整えたいなということで、12月の定例会で債務負担の設定をお願いする予定です。

あとそれともう一つは、民間事業者に対する老朽化対策の補助金、今現在、皆さんに議論していただいておりますが、ここの部分についても同じく資材の納期遅れは想定しております。ですので、その部分は、議論をもう少ししていただく必要があるのかなと思いますが、その部分の状況を今日、結論はおそらく出していただくことができないのかなとは感じていますが、たとえば12月の常任委員会でもう一度今、の補助金のあり方といいますか、根拠については今回お示しした根拠で進めて行きたいって考えはありますが、町としてはできれば早期の補正でもって資材の納期遅れを配慮していきたいと思っておりますので、もし今日がその常任委員会であれば12月の常任委員会でもう一度皆さんの議論を深めて

いただいて、早いうちに予算補正をしたいという思いはありますので、よろしく願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 私は前回、設備のほうのね、賛成討論したんだけど、今、改めて考えてみたら、この事業の補助、公共性とか公益性ってどの辺にあるんだろう。なんか考えてたら、だんだんそれがあるのかなってちょっと思えてきて、たとえばひらたない荘なんかであれば、バスを出してお年寄りの入浴サービスとかしてるけれども、どれくらいの町民があそこに行って入浴を楽しんでるのかな。それを考えてしまえば、ほかのそういう温泉施設がお風呂立て替えたって言ったらみんな補助するのかな、町は。

○議長（千葉 隆君） あそこは観光施設での公共性だから。あつちは町民の。だからその立て付けが違うんだけど温泉は同じ。けども観光レクリエーションセンター。

○委員（大久保健一君） けどそれは今までのあれでしょ。これから民間が、一民間事業者がただ温泉旅館としてやっていくってだけですよね。そしたらほかと変わらなくなる。ほかの事業者と同じ条件だよ。だからほかのやるといったら、町長のことだから全部やるっていうかもしれないけれども、でもそれで良いのかなってちょっと思ってたんだよね。だからそこら辺の部分を、なぜそれをしないとないのか、きちんと説明していかないと、この議案を通すのは難しいんじゃないかってすごく思うんだよね。どう思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 補助金の考え方ですけれども、基本的には公共性とか公益性のある部分に対して補助することができるということで、地方自治法には定められています。それで、今回の公共性がどうかって部分ですけれども、やはり町がここの施設を観光開発だとかそういった部分で整備した経緯から現在に至るまでの経緯があつて、それに対して町は必要な予算を付けて修繕なり維持関係の経費を現在まで負担してきているということであれば、公共性という部分はその部分で他の施設と違うのかなというふうには捉えています。あくまでも公共性がなかったら当然予算も付けないわけですし、そういった部分からしたら町の位置付けとしては、ここの施設には公共性があるということで捉えているところでありますので、他の民間の施設とはやはり違うのかなという考え方があります。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 俺もそう理解しようと思ってきてたんだけど、でも過去の経緯はあくまでも過去の経緯なのさ。それと公共性は別の話だから。昔は、前は開発したときは公共性があると、これが町民のためになる事業だと思ってやったんだけど、今これをその施設をやめてしまって、一民間事業者に譲りますと。その譲るのに新しく建て替えて、建替えないとないからその金額の半分を補助しますとかさ、あまり公共性ないんじゃないかなって。過去の経緯はわかっている。けどそれはあくまでも過去の経緯に過ぎないんじゃないかな。

ないかなと思う。答弁はいいよ。俺も賛成したいんだけど、どうなのかなって改めて考えちゃったんだよね。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 今、課長からいわれたように、浄水・温泉設備うんぬんって話なんだけれども、でも今回ね、取り扱い変更ってなっていますよね。今、全然使えないわけじゃないものを今お金かけて残す必要があるかって思いが、要は譲渡するために全部整備して差上げますって最初の考え方だったと思うんです。でもそれを相手方が、それは引き受けられませんって言われたんだから、3億4千万円もかけて整備する必要があるかというふうに思うんです。そうすると、たとえば浄水だと平成26年くらいに確かお金をかけて、それで温泉のほうは私はわからないけれども、それなりに毎年なり隔年なりにスケール除去だとかやってると思うんだけど、でも全部を変えるのに今そんな必要があるかって思っちゃうんです。今後その話し合いするっていつてるわけだから、そっちで今じゃなくたとえば2～3年後とか5年後とか悪いところだけ、町のものだから使えるように維持していくっていうのでもいいのかなと思います、どうですかね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 設備の関係の考え方ですが、今回、事業者のほうからお話があって、譲渡できないと、変更するといったことになりましたが、この施設そもそも老朽化が激しい、設備関係についてもそういう状況にあるということでもあります。

それで温泉に関しては、去年、不具合があって、温度が下がったり、あるいはスケールが付いてタンクになかなか溜まらないだとか、あと浄水に関しても同じくろ過の掃除が不具合を起こして水がタンクに溜まらない。今年度はタンクに溜まらない状況がありまして、急遽、消防に頼んで水を給水したってそういったことも今年度対応していますので、設備的には相当、維持が厳しい状況、限界にきてるってことで修理をしなければならないって判断をしていますので、そこについては延ばしていくとなると、それなりの金額の修繕を一気にやらないとないという状況になりますので、そこは改修しないということにはならないのかなと思っております。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 改修しなきゃならないのはわかります。でも今すぐっていうとか、まとめてとかいうのはどうなのかなって。たとえば浄水でそういう状態であればフィルターがどうのって話が出てたと思うけれども、どこまでの範囲を含めた改修を考えてるのかって実施設計されたのかも問題があると思いますが、浄水なら浄水だけをやりますとか、温泉なら温泉だけを次回やりますとか、ここ2、3年のうちに順番を決めてやりますとか、そういう判断ではなくて今やらなければならないって判断ですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ご質問の趣旨も理解できるんですが、今やらなきゃないという判断でもって進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） すみません、今日のまとめたいというか、いろいろ話も錯綜するので、結局のところは、予定どおり町からのあれとしては補助金の内訳に関してはあれだけでも、契約が切れるので、建物を建てる、それと温泉設備と浄水設備をやらせていただきたい。しかしながら受贈益、横田さんが質問した項目の受贈益、これにおいてしっかりと切り離れたかったんだけど、その受贈益がかかるということで、町がやるんだけど、おぼこ荘さんのほうに月々の割賦でお貸しするというか、いただくか割賦でいただくってかたちにしたいってことですよ、今日の要望は。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 設備関係ですが、貸付けする方針ということが町のほうでは決定していますが、貸付条件に付いては、単に期間を定めて貸付けるか、割賦にするかは、先週のいただいた話ですから、そこはまだ詰め切れておりません。それで早急に方向性は出していきたいと思いますが、その部分は事業者と交渉をして、どういった貸付条件にするか、町のほうでも提示をしていきながら交渉していくことになると思っています。そこについてはまだ方向性は出ておりません。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 今の横田さんの質問と何ら変わらない、今までと。そんなかたちで落ち着いちゃう、それがいいのかって議論込またこれから出てくるんでしょうけれども、この段階でそういうことが出てきてしまった、せっかく町なのか町長なのかわからないけれど、も金出すって言ってここまで来た事業なんだろうが、結局は税金がかかるから、それちょっとまた違うやり方にしてくださいってことでしょ、わからないですよ。想像でしか。

結局そういうこともされないでまた新しい事案が出てきてしまったら、課としても困りますよね、もう一回ちゃんと精査してその話し合いは話し合いで進めていただいて、それで補助金の規定に関しては、先ほど僕も申し上げましたが、これは前進したなって僕は思っていますので。細かいところ、やっぱりこれ来年6年3月で契約が切れると言いつつも、前回は申し上げましたが、そこまでにこの話を収めるのはなかなか難しくなってるんじゃないかなって。それでそれをたとえば話し合いは延長するとか、だって新たな事実が出てくるから税金の関係も何年割賦にしたらとか、これもなかなか大変な作業だと思いますよ。町としては関わり切りたいたってお金を出すことに決めたんだから、それは関わりが続くんですから。そうしてもこうしても。何なんだろうって思ってるんだけど。

だからそこら辺はちょっと6年3月の契約切れ、年度内に債務負担行為って出てきてるけれども、確かに認めています、双方と、当然そして議会も納得するかたちで、しっかりとなった時点で債務負担行為ができないんだろうかと。それで6年3月の契約を向こうか

ら引き延ばしてくれって経緯は今までありますから。契約書もそのときそのときで変わっていったるんですから、とても話し合いがまとまらないんだから、たとえば1年なり延ばしてください、その中で協議継続していきましょうで、いいかたちを見つけましょうってできないのか、そこら辺をお伺いさせてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、関口委員がおっしゃったのは、補助金の関係でしょうか、それとも町のやろうとしてる設備の更新。

○委員（関口正博君） 全部です。だって全部に受贈益かかってくるでしょこれ。違うの。

○委員（大久保建一君） 温泉施設に。

○議長（千葉 隆君） 法人税さ。

○委員（関口正博君） これ温泉のほうは別で、建物のほうにかかってくるという話。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 設備のほうにかかってくる。温泉のほうは譲渡してしまっただけの課税になるので、そっちのほうは自分たちで直した価値で圧縮記帳で多分対象になるので、法人税が抑えられる。けどこっこの設備関係については町が建替えて、新しくして、その取得価格として今、予算予定してあげているのが3億3千万円で、それに対して法人税がかかってくるといったことですので、その設備関係の部分だけが、当初は譲渡で話し合ってきましたが、ここで困難だといったことになります。

それと債務負担行為の部分ですが、町の工事に関しては今現在、設計を進めておりまして、金額まで出ている状況までできています。今月の30日が工期となっておりますので、その部分、資料1ページの1番で今回877万8千円で契約していますので、この契約をしてですね、基本実施設計をやっているということであれば、これを逃すことによって、またその金額あるいは中身を見直す作業が出てきてしまう。それでここでかけた金額が無駄になると考えたなら町としては予定どおり債務負担行為を設定して本年度中に契約して資材の納期遅れを防止したいって考えがございます。

あとそれと温泉のほうも同じ考え方なんですけど、そこについては先ほどもお話したとおり、少し議論が必要なのかなということなので納期遅れの部分も考えたなら、できればもう一回議論深めていただいて、そして町としては補正でもって対応していきたいって考えは変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） ちょっと一点だけ確認させてください。

今日の資料の中で浄水設備工事に3億3千にながしになっていて、僕も反対討論した当時は、全体で2億5千万って記憶してるんだけど、この短期間で何でこんなに高くなってるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 当初ですね、私たちも2億から2億5千万円という想定でございました。ただ物価の高騰もあるといった中で、設計をしてみなければ私は正規な金

額はお伝えできませんって経緯もあって、ですのでこの2億5千万から3億になったのはなぜかといった部分に関しては、設計で持って精査したらそれくらいになったと。ですから本来であれば予定として私は金額を言いたくなかったんですが、こういった現状があるので、そういったことをご理解をしていただければなと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） だからそういうことの積み重ねなんですよ。設計が出て金額が出たなら、なんでもっとこの最初から言おうか言わないか迷って、ちょっと記憶と違うって部分で。でも資材が上がって3億3千万になりました、それは報告させてくださいで、それでスルーできたんです。ただ、年か言われるんじゃないかと思ったのか、何かわからないけれども、だってこんなに大幅にこの1年で8千万も金額が上がるかって、突っ込みたくなっちゃう。わかりますよ、当初2億から2億5千万で予定していたのが、実際に熊石の国保だって設備電気関係は金額が上がっているの、我々はそこは理解しています。上がるだろうって。だからこういうものは出たときに、当初の予定が2億5千万であれば3億3千万、これちょっと現状で高くなりましたって、ちゃんと言っていたかかないと。またこれここで議論しないで、あとになったら何で3億3千万に上がっているんだってなりますので、それはきちんと一個一個説明してもらえたらいいかなと思いますので、それは理解しました。わかりました。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 今の譲渡できなくて話なんだけれども、これ補助金で対応して、その中で内部でそういう協議もしたの。結局どっちが今後、このまま町がやっていくと経費がかかるわけだよね。それよりも今回、補助金をやって民間のほうで発注かけたら、その税金の問題も解決するわけだよね。そうすると今後、町が20年だとか30年、温泉の施設を管理するといったら、相当金かかるのわかってる。だから今、直して譲渡するって話してるわけ。だから今後のことを考えたときに、そういう方法も考えてるのかどうなのか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の部分ですけれども、議論はしております。ただ、町が管理している施設、今までずっと管理していて、町が維持経費をかけてきた施設ですので、その部分は確かに今、黒島副議長がおっしゃったように、補助金で対応する方法もあるって議論もしていますが、ここの施設を補助金で対応した場合、補助金として出す金額がかなり高くなるよといった部分で、理解を得られるかどうかで議論もいたしました。ですので、そこはやはり町は町、そして老朽化として補助金を出す分は補助金で対応するよといった区別をして進めてきたという経緯がありますので、確かに補助金で対応したら今の圧縮記帳で法人税の金額は抑えられるのはありますが、議論した結果、そういった区別をして対応していくといった方針であります。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 結局、町は補助金が高くなるとかって、だけでも今まで町が管理してきた、年間どれくらいお金がかかるか、これ町だからそれだけお金がかかる。民間ならそんなにお金かけない。民間で施設を管理したらさ、年間の経費そんな何百万もかけてやっつけていけるわけじゃないんだから、そこの違いが出てくるわけだ。だから結局、今の税金の問題だって自分が払いたくないから受けないよって話なんだから、だからそこのところは民間で発注させて、そして2分の1の補助をしたらそれで済むんじゃないの。ただあっちが受けないというのかどうなのか、そういう協議したのか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 協議はしました。その結果、こういった方針ということで進めているということで、ご理解していただきたいと思います。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 今やっている業者と協議したということなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 業者というより、当初この譲渡の交渉といいますか協議する段階でいろんなケースがありましたので、それについては事業者と話をしてきました。その中で町の考え方も伝えながら相手の話も聞きながら、いろいろ協議してきて現在に至っているということになっておりますので、その部分はそのように理解していただいております。

○委員外議員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 話がちょっと違うんじゃないの。結局、その譲渡を受けないといったのはさ、最近でしょ。それなのにずっと協議を続けてきたって話にはならないでしょ。この部分については最近そういう譲渡を受けられないって言ってから、民間で発注させて町で補助金を出したらどうだって話し合いをしたのかってことを聞いてるんだよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 町でこの鉛川観光施設の譲渡に関する方針ですってことで、今年のおそらく2月くらいだったと思うんですが、一連の流れを説明させていただいております。その段階で町と事業者との方向性はほぼ調整がついたといった報告をさせていただいておりますので、そのままずっと今のこの補助金のことと町がやる工事のこと含めて情報交換をずっとして来ております。その中で今回、先ほどもご説明させていただきましたが、税理士からそういった話を先週いただいたということでもありますので、その部分は先ほどご説明したとおりでありますので、ご理解をお願いいたします。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 今の黒島さんとの話の食い違いは、相手側から譲渡を引き受けられないって言うてから、そういう方法はないのかっていう相談をしたかって話なんですよ。この設備を補助金対応でできないかって話をしたかって話。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先週の話ですので、そこまで詰めた話はできておりません。それと今現在、町で設計をしております。それで設計は町でやって建物の改修を補助金で対応しますというのは、私今まで聞いた記憶がないので、果たしてそれが可能かどうかもあると思うんですね。それでそうするべきだということで常任委員会でお話をいただければ検討はすることは可能だと思うんですが、ただそのねじれが皆さん理解していただけるかどうかということだと思います。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） どうなんだろう、だって先週相手方から言われたことに対して、それに対応しないとないわけだから、そういうことも考えられると思えばやらないとないんじゃないかなと思うんだけど、皆さんどう思うかわからないけれども。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 仮に今、設計を町でやって、改修を補助金で対応した場合、当然、基本は2分の1補助になりますので、その2分の1までは町は補助しますが、それを超えた部分は事業者の負担になるといったことで、今のこの話から行くと、だいたい1億5、6千万円が事業者負担になる、だからそれが可能かどうかの協議も今度新たな協議をしてもらう。状況から考えたら事業者の負担は極めて厳しいのかなって。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） それはそれとして、次の算出根拠見直しにあたって考慮すべき事項って話で、その4番目、小牧荘の廃止に伴う経営計画への影響が現在も継続ということで3ページ目に算出根拠を出してるんですけども、小牧荘廃止したときに私の記憶では事業者からうんぬんっていうのはなかったと思うんですが、それを今出してくるのってどういうことなのかなって。それを見越した分を算出するというのはどうなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 小牧荘の廃止については平成24年3月でもって廃止をして条例も当然廃止したということで、24年度からは小牧荘がない状態で経営をしていると。それで小牧荘が廃止する前の平成17年の民設民営したときのことですね、事業者との話の中で小牧荘の継続を含めてですね、民設民営化のお願いをしてきたと、そういう経緯もあります。それで小牧荘の継続という部分を平成24年の3月で廃止をしてしまった。それで民間事業者においては、その委託料の長期的な計画を見込んで、資金繰りをしてきたという流れになっておりますので、その部分が平成24年3月の小牧荘の廃止でもって計画が崩

れてしまったと。そういった話を私は確認しておりますので、その部分に関しては資料のほうでお示ししているとおり、計画の影響が継続しているという表現で資料で示させていただいているということで、当時はおそらく、いろんなやりとりされたのかなという私はそういうふうに捉えております。

○委員外議員（黒島竹満君） その部分でちょっと。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 当時ね、廃止するとき小牧のほうから、あの施設はもういらないうってことで出てきてね、それでしたら廃止しよう。その代わり小牧から来た、小牧でよこす人達は、そこでその宿泊だとか、そういうことを優先的にやるよということでも確か廃止してるはず。だから、そのときにそういう問題があるよというのは出てきてなかった。その経営の、廃止されたら経営がどうだとかって話ないんじゃない。資料残ってるでしょ。書いてきたということは、当時の資料は残ってるんじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） その経営計画に影響が出ましたという説明を、会議録を見ても多分説明はしていないと思います。ただ、外には出ない話の中で事業者との話でそういうことは話としては町の内部ではしていたと思います。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。

○委員外議員（黒島竹満君） 結局あとからいいようにいいようによって結局出してくるわけでしょ。これが今の実態なんだよな、はっきり言って。当時はそういう話が、確か横田議員も俺も当時議員だったからわかってるはず。その廃止の経過って。だからそのときにそういう話がなかったわけだから。そしてそういう条件のもとで廃止をしようということでも議会で決議されてるはず。だからその資料は残ってるはずだよ。だからその資料を、もしあれば次のときに出してきてほしい。だからそういうこういうものが、ないないって言ってね、済む話じゃない。ずっと今の補助金だとかに繋がっていくわけだ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 小牧荘の廃止の経緯については、条例でもって設置しておりますので、当時、条例廃止をする際に、廃止条例ということで議会に提案しているということで思っています。その際に廃止の理由は当然、提案説明の中でされていると思いますので、会議録を確認させていただきたいと思います。

○委員長（安藤辰行君） お願いいたします。ほかにありませんか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今回の観光施設の譲渡の問題ですが、町が今の設備関係を改修するといった部分に関しては、今現在、債務負担行為の設定を12月定例会で補正をさせていただきたいということで、ここの部分についてはよろしいんでしょうか。

○委員長（安藤辰行君） 了解してる。

○商工観光労政課長（井口貴光君） あと補助金に関する部分については、今回は議論が全然、皆さん足りていないといった認識を私はしておりますので、12月の常任委員会でもって、もう一度その部分、必要な質疑を受けさせていただきたいと思っております。資料というものはないんですが、もし会議録を確認して、その内容については説明をさせていただきたいと思っておりますので、その部分12月によろしくお願いいたします。

○委員（大久保健一君） 貸付条件が決まって、うちに提示してもらわないと、その辺がわからないと債務負担行為もどうなるかと思うんだよね。そこが一番重要だと思うからさ。まずそこを見せてほしいというか、どういう条件での契約になるのかというのが、そこを先ず示してもらいたいと思っております。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 貸付条件について12月の常任委員会までに整理できるものは整理をしてですね、順次報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ただ、全て貸し付け条件すべてという部分は間に合うかどうかは何とも言えませんが、整理できた部分に関しては報告させていただきたいと思っております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） その貸付けについても、ある程度町がね、主体性を持ってやってもらわないと、ただ向こうの要望を聞くようなかたちだけは絶対に避けてもらわないと、これまでと一緒にになってしまうから。少しでも前進させるためにこんなにお金をかけるんだから、そこら辺は向こうの声ばかり聴くんじゃなくて、こっちも努力してるんだから向こうも努力してはつきり伝えたいうでの条件としてやってください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、大久保委員がおっしゃったように、町のほうもそういう対応をしていきたいと思っております。本来であれば譲渡をすべきということで進めてきた施設ですから、事業者のほうも先週その話が出るまではそのつもりでいたという部分からしたら、条件を町のほうでも提示して、これでなんとかできないのかって部分で交渉を進めていきたいと思っております。

○委員長（安藤辰行君） よろしくお願ひいたします。

なければこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

#### 【商工観光労政課職員退室】

#### ◎ 協議事項

○委員長（安藤辰行君） それでは協議事項に入りたいと思っております。

それでは事務局からよろしくお願ひいたします。

○議会事務局次長（成田真介君） 総務経済常任委員会の所管事務継続調査中間報告書案ということで、前回お配りしてお読みいただいたものでございますが、内容についてご審議いただいた後、委員の皆さんの了解を得られましたら12月定例会に提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） 皆さん資料見ましたよね。何か意見はありますか。

（「なし」という声あり）

○議会事務局次長（成田真介君） そのように提出したいと思います。

### ◎ その他

○委員長（安藤辰行君） それでは最後のその他で、事務局からよろしく願いいたします。

○議会事務局次長（成田真介君） その他ですけれども、前回の委員会で新幹線の関係で、北斗市に鉄道・運輸機構からの北斗市の事案について資料等をもらえないかということで、政策推進課を通して聞いてもらったところ、北斗市の機構では、北斗市にしか資料を出していないと。それで北斗市の担当課と議会事務局においても、八雲町でどのように資料を活用するのか、また、北斗市の事案についての資料をほかの町に出すことについては難しいという回答を得ておりまして、委員会の調査権限は町の事務に関することのみということもあって、駄目と言われて、これ以上無理を言って求めることは難しいのではないかと考えますので、皆様にご報告いたします。

○委員長（安藤辰行君） あとその他。

○議会事務局次長（成田真介君） 来月の委員会の開催ですが、12月定例会の会期中を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） それでは以上で終わりたいと思います。

[閉会 午後 2時27分]